

「大川の駅」(仮称)整備・運営事業
実施方針の策定の見通しについて

令和5年11月8日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第15条第1項及びPFI法施行規則第2条の規定に準じて、下表のとおり公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
「大川の駅」(仮称)整備・運営事業	事業契約締結日から令和25年3月31日まで(予定)	「大川の駅」(仮称)の設計・建設及び維持管理・運営	福岡県大川市大字大野島字服部開、字大上拓地、字二丁開、字瓢箪開地内及び字服部開5番の地先	令和5年11月(予定)